

地域生活支援拠点等の整備促進及び必要な機能強化・充実について

意見交換会用ワークシート

町村名：佐賀東部圏域（鳥栖・三養基地域：鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町）

整備方針 (目指すべき方向性)	<p>○鳥栖・三養基地域自立支援協議会においては、平成27年度より運営事務局会議の中に検討会（地域生活支援拠点検討会及び拠点コア会議）を設置し、地域に必要な相談支援体制及び緊急時の生活支援機能等の検討を進め、平成29年8月末の地域自立支援協議会全体会（年度第一回）で中間報告を行いました。</p> <p>その中間報告では、圏域内の相談支援体制の重層化と緊急事態等に備えた「地域生活支援拠点の整備」を平成30年度にスタートさせるにあたり、平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められ、障害者の地域社会における生活の質がさらに重要となっており、障害児、障害者の重度化、高齢化等を見据えた地域における居住支援の在り方を模索する上で、（1）「地域生活支援機能」として最低でも①コーディネーターによる相談調整の必要性、②短期入所施設の整備等支える受け皿づくり、③原則24時間・365日の切れ目ない対応がされる地域生活支援拠点等（面的整備による拠点）の三機能が地域に整備される必要があるとし、（2）併せて地域づくりに向けた圏域内のケアマネージメントの強化充実には、地域の相談支援体制をさらに体系化・重層化を図っていくための工夫として、国が推奨し、佐賀県の各圏域で現在設置が相次いで検討されている「基幹相談支援事業」の創設が当圏域でも必要不可欠なものであると結論付けました。</p>
現状について	<p>○地域生活における緊急事態等に備えた「暮らしのセーフティーネット」等：これまでこの地域には当事者や家族に対する緊急事態等に備えた「暮らしのセーフティーネット」を果たす明確な地域生活支援システムの構築がされておらず、当事者や親からすれば地域で生活する上で安全安心な支援体制はなく、本人の将来の生活見通しも立てられない状況が続き、地域生活を続けていく上でなかなか不安が解消されずにこれまできました。国は、こ</p>

	<p>のような家族の介護負担の軽減や地域生活の安全安心策に応えるため、地域生活における緊急事態等に備えた「地域生活支援拠点」の整備を行うこととされており、この圏域も佐賀県の方針通り平成30年4月からの整備を目標としています。</p> <p>○佐賀県東部障害者保健福祉圏域における相談支援体制の現状と傾向：基幹相談支援事業所は未設置、委託相談支援事業所1か所（平成19年度より一市三町から業務委託）、就業・生活支援センター1か所、東部発達障害者支援センター1か所、指定特定事業所である計画相談事業所が14ヶ所（児10ヶ所・者13ヶ所）、指定一般事業である地域相談事業所が2ヶ所（移行2ヶ所・定着2ヶ所：内各1か所休止）が開設され、徐々に相談支援体制の充実が図られてきているところですが、いまだ計画相談事業所（サービス利用計画書の作成）の処理余力及び指定一般（地域相談事業所）の減少等について課題を残しているのが現状です。</p> <p>またこの圏域における各種相談活動の傾向は、相談実績や資源の充実に伴い困難事例が常態化する方向へと変化し、現在は様々な生活上の課題を抱え、家族全体に支援が必要な困難事例が通常となっています。事例内容としては、緊急支援が求められる事例、本人や家族の拒否によりサービス利用になかなか繋がらない事例、対象者や家族に対して時間をかけて障害理解を促し、サービス利用に向けた説明、説得を必要とする事例、精神障害者・ひきこもり・発達障害児者に対する相談支援の増加が顕著となっている状況です。なかでも佐賀東部圏域（当圏域及び隣接域）の特徴として精神科病院等の資源大小十数か所が集中しており、精神障害者に対する入退院時の緊急時支援や社会復帰に向けた支援の需要は今後ますます加速し、地域生活上の支援と障害理解の必要性は、さらに増していくと考えられます。</p>
課題・ニーズについて	<p>○圏域内の「相談支援体制の重層化」と緊急事態等に備えた「地域生活支援拠点機能の整備」：</p> <p>最近では権利擁護の観点から意思決定支援の重要性が支援を行う上で欠かすことができない要素となっており、相談支援や生活支援を行う上で支援の質が問われる傾向となっています。</p> <p>上記（現状について）の通り、相談支援の現状と傾向その課題を考えると、委託相談支援事業所や指定相談支援事業所を中心とした相談支援体制下では、街づくりに向けた地域自立支援協議会の活動と運営、地域の人材育成や支援の質の担保等は困難であり、これまでの相談支援体制の役割の見直しや今後の体制強化を図る上で来期</p>

	<p>(平成 30 年度)より基幹相談支援事業の開設など根本的な体制見直しが必要であると考えます。</p> <p>○地域生活の安全安心策に応える地域の資源の確保 :</p> <p>　圏域における体験資源の確保やその機会を保障するとともに、緊急時支援を行う際の受け入れ資源（本人の特性などを知り本人も利用を希望する地域事業所）として地域に生み出す必要があります。</p>
具体的な対応方策について	<p>(平成 30 年度 : 第一段階)</p> <p>○圏域内の相談支援体制の強化のため基幹相談支援事業所の設置。</p> <p>○平成 30 年 4 月から緊急時相談支援の体制強化（24 時間）と支援の実施。</p> <p>○総合相談支援センター・キャッチで暫定的にコーディネート機能を持ち、現行の 24 時間対応の緊急時相談支援体制を転送体制下で実施する。</p> <p>(平成 31 年度・平成 32 年度 : 第二段階)</p> <p>○圏域がを目指す緊急時の受け皿作り等の強化検討及び推進。</p> <p>○緊急時支援の受け皿となりうる事業所の確保。</p> <p>○公的サービスの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所利用の協力体制づくり（短期入所事業所が適切に受け入れられるための条件整備） ・定着支援利用を促進するため事業所の確保及び支給決定等のための協議 (定着支援における緊急支援の定義など行政とのすり合わせ) ・グループ H 等における自活に向けた体験利用促進、緊急時受け入れ対策の検討 <p>○地域協力体制づくりの検討（包括支援体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域サポーター登録体制づくり（専門性を持つ支援集団） ・コーディネーター登録体制づくり <p>○生活リスクの高い児者（医療的ケア・行動障害を伴う方々等）に対する緊急支援の協議</p> <p>○24 時間 365 日対応相談支援体制の重層化（精神障害者の市電体制強化策・転送体制から常勤体制へ）</p>

地域の強み・特色について	<p>○佐賀東部圏域の特色：佐賀県東部圏域は一市三町（鳥栖市・みやき町。基山町・上峰町）で構成されている。人口 13 万人弱。九州の高速道路・鉄道等の動脈ともいえる交通網が鳥栖市で交差し、流通産業が集積するエリアで、経済圏は 30 分圏内の福岡市内となっている。圏域の東側を中心に福岡県の筑紫野市・小郡市・久留米市と隣接し、医療機関は大学病院をはじめとして大手基幹病院が存在し、その中には乳幼児医療機関を含み、高度で専門的な医療を提供する医療機関が多く集まっている。特に精神科病院の件数は、圏域及びその周辺に十数か所が存在し、交通の利便性も高いことから周囲には相当数の精神科患者の存在があると考えられる地域である。また地域の福祉資源の数も多くあるが、県を超えて相互利用できる環境でもあり、利用者サイドからしても質を求める際の選択肢となっている。</p> <p>○地域自立支援協議会の活動：自立支援協議会連携機関 140 か所以上、部会等の年間会議回数約 70 回以上（事前打ち合わせ会含）。障害者自立支援法が施行された平成 18 年 10 月以降、佐賀県東部圏域では街づくりに向けた地域自立支援協議会の活動を開始し、この 12 年間に渡り、街づくりを行うための協議の場の定着、連携支援に必要な人との繋がり作り、困難事例を通じ圏域の課題整理と改善、地域診断と地域の資源作り、県内や圏域の人材育成、ネットワーク支援の周知と実践、地域の相談支援体制の強化、地域セーフティーネット作り等々に向け活動を広げている。</p>
--------------	--